

令和5年度

加東市原油価格等高騰経済対策補助金

原油価格や物価の高騰による地域経済への影響に対応するため、事業活動において使用する光熱費（電気代・ガス代）及び燃料費（ガソリン・軽油・重油・灯油）を補助し、事業継続の支援を図ります。

★申請期間

令和5年8月1日（火）～ 令和6年1月31日（水）

★補助対象者

令和5年3月以前から市内で事業活動を開始し、かつ、今後も事業を継続する意思があること。
また、次の①～③のいずれかに該当していること。

- ①中小企業基本法第2条第1項各号に該当し、市内に事業所を有する中小企業者
※個人農家も該当する場合があります。
- ②市内の農事組合法人又は集落営農組織
- ③市内において医療・福祉サービスの事業所又は施設を運営する法人

★補助対象経費

- ①光熱費…市内にある事業所で使用される電気代・ガス代
- ②燃料費…市内にある事業所で使用されるガソリン・灯油・軽油・重油の購入費
※ただし、販売目的の費用は対象外
※消費税を抜いた金額が対象となります。

★補助金の額

1事業所あたり補助限度額 50万円（千円未満切捨て）

令和5年1月から令和5年12月までのうち、任意の3か月分の光熱費（税抜）及び燃料費購入額（税抜）の合計額の20%（千円未満切捨て）の金額を支給します。

★申請方法

申請書類：加東市ホームページからダウンロード

申請方法：郵送による申請及び電子申請を受け付けます。

★問い合わせ

加東市原油価格等高騰経済対策補助事業事務局（8月1日から）

電話 0795-27-8230 ※平日 10時～16時（8月1日開設）

※7月31日までは加東市 商工観光課(43-0531)にご連絡ください。